

がっこうきゅうしょく もうしこ
学校給食の申込みと
きゅうしょくひ かん し
給食費に関するお知らせ

れいわ ねんど かいいていばん
＜令和4年度改訂版＞



こうざふりかえ きゅうよふりかえ つか
口座振替は、給与振替などに使われている

ねが
メインバンクでお願いします！

もうしこみしょるい かくしょうがっこう ていしゆつ
申込書類は各小学校へご提出ください！

しんしょうがく ねんせい にゆうがくせつめいかい ごていしゆつ
※新小学1年生は入学説明会でご提出くださ

しゅうがくじ けんこうしんだん うけつけ
い、就学時健康診断では受付できません。

いばらきしせいしゅうねんけんぜんいくせい
茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」

こうかいけいか
●公会計化とは

いばらきし へいせい ねんど しょうがっこうきゅうしょくひ こうかいけいか
茨木市では、平成28年度より、小学校給食費を公会計化しています。
しょうがっこうきゅうしょくひ こうかいけい
小学校給食費の公会計は、

- ① 市が直接給食費を徴収し、市が直接食材を調達することによる
せきにん めいかくか
責任の明確化
- ② 給食費の予算・決算が議会の審議や監査を受けることによる
きゅうしょくひ よさん けっさん ぎかい しんぎ かんさ う
透明性の向上
- ③ 保護者のみなさまが指定される口座からの振替納付が可能になる
ほごしゃ してい こうざ ふりかえのうふ かのう
利便性の向上を目的としています。

● 小学校給食費の手続きについて

小学校給食の申込みについては、「学校給食申込書」の提出をお願いします。
「学校給食申込書」は、記入事項に変更がなければ市立小学校を卒業するまで有効です。

※振替口座などの変更が生じましたら、再度、「学校給食申込書」をご提出ください。

学校給食申込書（1枚目）と口座振替納付依頼書（2枚目～4枚目）は、複写になっています。お手数ですが、お子さま1人ごとに、それぞれ、必要事項をご記入のうえ、各小学校に提出をお願いします。

※4ページ以降に記入例がありますので、参考にしてください。

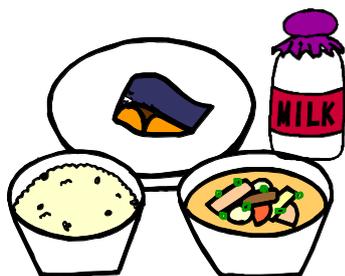


期日までに学校給食申込書兼口座振替納付依頼書等を
学校へ提出してください！！

● 給食費は何に使われているのでしょうか

保護者のみなさまからお支払いいただく小学校給食費は、毎日の給食に使用する食材の購入費用に使っています。

※「学校給食法」では、給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに人件費等は設置者（市）の負担、その他の経費は保護者の負担となっており、市では食材費を勘案した額を給食費として保護者のみなさまにご負担いただいています。



しょうがっこう きゅうしょくひ
●小学校の給食費は、いくらでしょうか

1食あたり、低学年(1・2年生)220円、中学年(3・4年生)230円、高学年(5・6年生)240円です。

年間195回(予定)の給食が実施された場合は、低学年42,900円、中学年44,850円、高学年46,800円です。給食の実施回数は学校(学年)によって異なります。

(令和4年度の内訳一覧)

がくねん 学年	きゅうしょくひ 給食費	きゅうしょくひうちわけ 給食費内訳			
ねんせい 1・2年生	えん 220円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			45円	60円	115円
		米飯	べいはん 米飯	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			57円	60円	103円
ねんせい 3・4年生	えん 230円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			47円	60円	123円
		米飯	べいはん 米飯	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			60円	60円	110円
ねんせい 5・6年生	えん 240円	パン	パン	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			49円	60円	131円
		米飯	べいはん 米飯	ぎゅうにゅう 牛乳・ヨーグルト	おかず
			64円	60円	116円



しょうがっこうきゅうしょくひ のうふほうほう
●小学校給食費の納付方法は

口座振替(口座引落)による納付となります。

当月分は翌月27日、残高不足等による再振替は翌々月の15日です。

単価×学校(学年)ごとの実施回数の実績額を徴収します。

納付は5月から翌年4月(9月を除く。8月分は9月分と併せて10月に振替えます)

までの年11回に分けてお支払いいただきます。

口座振替は、市内に本支店のある16の金融機関が利用できます。下記の金融機関で

あれば、茨木市内・市外を問わず、いずれの支店の口座でも指定できます。

口座振替に係る手数料は、市が負担します。保護者のみなさまには、給食費(食材費を勘案した額)のみをご負担いただくこととなります。

こうざふりかえてつづき きんゆうきかん
※口座振替手続きができる金融機関

- 三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都銀行、徳島大正銀行、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、茨木市農業協同組合、ゆうちょ銀行

きゅうよふりこみこうざ つか こうざ もう こ
給与振込口座などに使われている口座でお申し込みください。

学校給食申込書及び口座振替納付依頼書の記入方法

学校給食申込書及び口座振替納付依頼書は4枚複写になっています。

ボールペン（消せるボールペンは不可）で強めに記入してください。

お手数ですが、お子さま1人ごとに学校給食費の口座振替の手続きが必要で

すので、よろしくお願ひします。

訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、金融機関届出印（印鑑レス口座の場合

は認め印）を訂正印として押印してください。（2・3枚目も）

学校給食申込書の記入例 (1枚目)

4枚目まで複写になっているか確認をお願いします。

様式第1号(第4条関係) 茨木市学校給食申込書

(申込先)茨木市長
学校給食の提供を受けたいので、次のとおり申し込みます。
太線枠内に必要事項を記入してください。

児童の氏名等 学校給食を 受ける者	茨木市立 □ □ □ 小学校	申込日	平成 年 月 日
氏名	イバラキ タロウ 茨木 太郎	学年	新1年生
申込者 学校給食費 負担者	イバラキ イチロウ 氏名 茨木 一郎	生年月日	昭和/平成/西暦 年 月 日
		住所	〒 567 8505 茨木市駅前三丁目8番13号
		電話	(072) 622 - 8121

日中連絡のつきやすい電話番号の記載をお願いします。

給食提供内容が記載されていますのでお読みください。

口座振替申込書 次ページをご記入

（茨木市学校給食の提供について）

1 給食費

学 年	給食費(月額)
1・2年生	220円
3・4年生	230円
5・6年生 教職員	240円

2 納付方法

当月分は翌月20日（ただし8月分は10月20日）に口座振替（口座引落）します。
残高不足等により再振替は翌月の5日まで。
再振替ができなかった場合は納付書を送付します。

3 給食費の減額

食物アレルギー等の理由により給食を受けることができないため、牛乳・ヨーグルト・パン・米類・おかずのいずれかの給食が実施されなくなったときは、その分が減額となります。
減額を受けようとするときは、「茨木市学校給食費減額申請書」を市に提出してください。

4 給食を停止・再開する場合や、連続3日以上欠食する場合の届出

ケガや病気等で長期欠席するとき又は市外の学校に転校するとき等、給食を停止又は再開するときは、「茨木市学校給食（停止・再開）届」を、給食を停止又は再開したい3日前（休日等を除く）までに、学校に提出してください。
ただし、急な欠席や1～2日の短い欠席の場合は、給食の停止はできません。

5 提供期間

特に申出がない限り、提供期間は在学期間中となります。

6 その他

給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもお納付しない場合は、裁判所へ支払督促等の法的措置をとることがあります。

入力日	確認印	整理番号	日 附 印

(茨木市保管)

児童名等(学校、学級、氏名)・申込書(保護者氏名、住所、電話)については、2枚目以降の口座振替納付依頼書に複写になります。

※記入例は、新一年生のものです。

お子さまが在校生の場合は、学年、組、出席番号をご記入ください。

口座振替納付依頼書の記入例 (2枚目以降)

① 金融機関(ゆうちょ銀行以外)の場合

(様式第1号A) 茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書 自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

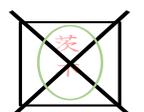
太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

申込日		〇〇年〇〇月〇〇日	
児童名等 (学校、学級)	茨木市立 □ □ □ 小学校	フリガナ	イバラキ タロウ
	〇 新1年生	氏名	茨木 太郎
	年 組 番	生年月日	昭和(平成・西暦) 〇〇年〇〇月〇〇日
納付義務者 (保護者等)	フリガナ イバラキ イチロウ	住所	(〒567-8505) 茨木市駅前三丁目8番13号
	氏名 茨木 一郎	電話	(072) 622 - 8121
指定預(貯)金口座	銀行・信金・信組・労働金庫・農協 △ △ 本店・支店・支所・出張所		
	金融機関コード	支店コード	
預金種目	①	②	口座番号(右づめ) 7 6 5 4 3 2 1
ゆうちょ銀行以外の欄に記入	記号(右側がある場合は右側に記入して下さい)	番号(右側がない場合は右側に記入して下さい)	金融機関届出印
ゆうちょ銀行			茨木
フリガナ イバラキ イチロウ	(〒567-8505) (電話072-622-8121)		3枚目も押印
氏名 茨木 一郎	住所 茨木市駅前三丁目8番13号		
種目コード 166	期別コード 30	払込先加入者名 茨木市会計管理者	払込先口座番号 00980-1-96093

給食費引落しを希望する口座をご記入ください。(保護者口座でなくても可)

金融機関届出印を押してください。
3枚目にも忘れずに押してください。
印は鮮明に押してください。
※印鑑レス口座の場合はかわりに任意の印(認め印)を押してください。

押印が不鮮明な場合は、返却になります。



児童ごとに1枚(茨木市立小学校に通うお子さまが2人のときは2枚)の口座振替納付依頼書をご記入ください。

児童名等(学校、学級、氏名)・納付義務者(保護者等氏名、住所、電話)については、『学校給食申込書』の記入により複写となっていますので、記入の必要はありません。

- ※期日までに、各学校へご提出ください。新小学1年生は入学説明会でご提出ください。就学時健康診断では受付できません。
- ※後日、保護者控えを学校から返却しますので、4枚目を切り離さないでください。

口座振替手続きができる金融機関

- 三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、
- 滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、京都銀行、
- 徳島大正銀行、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、
- 大阪信用金庫、近畿労働金庫、近畿産業信用組合、
- 茨木市農業協同組合、ゆうちょ銀行

② ゆうちょ銀行の場合

(様式第1号A) 茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書
自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

申込日		〇〇年〇〇月〇〇日	
児童名等 (学校、学級)	茨木市立 □ □ □ 小学校	フリガナ	イバラキ タロウ
	氏名	茨木 太郎	
	〇新1年生	年 組 番	生年月日 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
納付義務者 (保護者等)	フリガナ イバラキ イチロウ	氏名	茨木 一郎
		住所	(〒567-8505) 茨木市駅前三丁目8番13号
		電話	(072) 622 - 8121
指定預貯 金口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関		銀行・信金・信組・労働金庫・農協 本店・支店・支所・出張所
※金融機関 又は ゆうちょ銀行 いずれかの 欄に記入	金融機関コード	支店コード	
	預金種目	普通 ① 当座 ②	口座番号 (右づめ)
ゆうちょ銀行	記号 (の特長がある場合は3欄に記入して下さい)	番号 (お印鑑がない場合はお印鑑がない欄に記入して下さい)	金融機関届出印
	1 4 0 9 0	8 7 6 5 4 3 2 1	茨木
口座名義人	フリガナ イバラキ イチロウ	住所	(〒567-8505) (電話 072-622-8121) 茨木市駅前三丁目8番13号
	氏名	茨木 一郎	
		3枚目も押印	
種目コード	納期コード	払込先加入者名	払込先口座番号
166	30	茨木市会計管理者	00980-1-960936

押印が不鮮明な場合は、返却になります。

きんゆうきかんとうどけいでん お
金融機関届出印を押してください。
まいめ わす お
3枚目にも忘れずに押してください。
いん せんめい お
印は鮮明に押してください。
いんかんねす こうざ ほあい
※印鑑レス口座の場合はかわりに
任意の印(認め印)を押してください。

きゆうしよくひ ひきおと きぼう こうざ
給食費の引落しを希望する口座を
きにゆう
ご記入ください。
ほごしゃこうざ か
(保護者口座でなくても可)

じどう まい いばらきしつしやうがっこう かよ こ ふたり
児童ごとに1枚(茨木市立小学校に通うお子さまが2人のときは2枚)の口座振替納付
いらいしよ きにゆう
依頼書をご記入ください。

じどうめいなど がっこう がっきゆう しめい のうふぎむしや ほごしゃなどしめい じゆうしよ でんわ
児童名等(学校、学級、氏名)・納付義務者(保護者等氏名、住所、電話)については、
がっこうきゆうしよくもうしこみしよ きにゆう ふくしや きにゆう ひつよう
『学校給食申込書』の記入により複写となっていますので、記入の必要はありません。

※期日までに、各学校へご提出ください。新小学1年生は入学説明会でご提出ください。就学時健康診断では受付できません。

※後日、保護者控えを学校から返却しますので、4枚目を切り離さないでください。

いばらきしがっこうきゅうしょく ていし さいかい とどけ
● 茨木市学校給食（停止・再開）届

ちょうきけつせき てんしゆつなど きゅうしょく ちゅうし きゅうしょく さいかい ばあい
 長期欠席や転出等で給食を中止、または給食を再開する場合は、
 わす とどけで
忘れずに届出を！！

がっこうきゅうしょく ていし きゅうじつ のぞ れんぞくみっかいじょう ばあい けが
学校給食を停止（休日を除く連続3日以上）しようとする場合は、ケガや
 びょうき ちょうきけつせき てんこう ていし ひ へいじつ
病気で長期欠席するときや転校するときは、停止しようとする日の平日の
 みっかまえ た りゆう ぜんげつ にち がっこうきゅうしょくていし
3日前まで、その他の理由による場合は、前月の15日までに、「学校給食停止
（再開）届」を学校に提出してください。

また、停止していた給食を再開したい場合も、給食を再開したい日の平日
 みっかまえ がっこうきゅうしょくていし さいかい とどけ がっこう ていしゆつ
3日前までに「学校給食停止（再開）届」を学校に提出してください。

※届出書（様式第6号）、申請書（様式第4号）は学校にあります。

また、市ホームページのトップページの「電子サービス」内の「小学校給食
 に関する申請書・届出書等」からもダウンロードできます。

※給食を止める手続きをされない場合は、給食費はそのまま請求されま
 すので、ご注意ください。

※再開の手続きが遅れますと、給食を提供できない日が発生しますので、
 ご注意ください。

※提出日から食材発注停止まで2日間を要するため、平日3日前までに手
 続きしてください。

様式第6号（第10条関係）

〇〇年 5月 20日

茨木市学校給食（停止・再開）届

（届出先）茨木市長

保護者等
（学校給食費負担者）
住 所 茨木市駅前三丁目8-13
氏 名 駅前 太郎
電話番号 072-620-1681

学校給食を（停止・再開）したいので、次とおり届け出ます。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	フリガナ	茨木市立 中央 小学校	1 年 2 組 8 番
	氏 名	駅前 花子	
停止するとき	停止の理由	① 傷 病 2 転 出 ・ 私立小学校への転校 3 その他	
	停止予定期間	〇〇年 6月 1日 から 〇〇年 7月 17日 まで	
再開するとき	再開予定日	年 月 日	

いばらきしがっこうきゅうしょくひげんがくしんせいしよ
● 茨木市学校給食費減額申請書

アレルギーなどで給食を全部または一部中止するときは、申請を！！

食物アレルギー等で年間を通じて給食を全部または一部食べられない場合は、主治医の指示等の情報について、学校と十分に相談をしていただき、「学校給食費減額申請書」を学校に提出してください。新入生のかたは、できるだけ入学式までに申請書の提出をお願いします。申請により、給食の全部、または一部（給食区分ごと）を食べない場合は、その分の学校給食費は徴収しません。

※食物アレルギー等で中止される方は主治医の学校生活管理指導表の提出が必要です。

※おかずの一部にアレルギー原因食品があつてそれを食べなくても、他のおかずを食べる場合は、おかず代は徴収します。

※有効期間（期限）は翌年3月までですので、毎年申請してください。

※提出日から食材発注停止まで2日間を要するため、平日3日前までに手続してください。

様式第4号（第9条関係）

〇〇年4月1日

茨木市学校給食費減額申請書

（申請先）茨木市長

保護者等
（学校給食費負担者）

住所 茨木市駅前三丁目8-13

氏名 駅前 太郎

電話番号 072-620-1681

学校給食費の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

児童の氏名等 （学校給食を受ける者）	学校名	茨木市立 中央 小学校	1 年 2 組 8 番
	フリガナ	えきまえ はなこ	
	氏名	駅前 花子	
中止を希望する日	中止を希望する給食区分		
毎日	1 ごはん	2 <input checked="" type="checkbox"/> パン	3 おかず
		4 <input checked="" type="checkbox"/> 牛乳	5 <input checked="" type="checkbox"/> ヨーグルト
献立に特定の食材が含まれている日	1 ごはん	2 パン	3 <input checked="" type="checkbox"/> おかず
中止の理由	1 食物アレルギーのため （アレルギー品目：小麦、乳、えび） 2 その他		
中止希望期間	〇〇年4月18日から 〇〇年3月31日まで		

備考

- 「中止の理由」が食物アレルギーによる場合は学校生活管理指導表を、その他の理由による場合は医師の診断書等内容が分かる書類を添付してください。
- 「中止を希望する給食区分」の該当する番号に○印を付けてください。該当する番号が複数ある場合は、その全てに○印を付けてください。
- 「おかず」の中止は、全てのおかずを中止する場合のみに○印を付けてください。
- 「献立に特定の食材が含まれている日」を中止する場合は、通学している学校に、中止する日を報告してください。



きゅうしょくひ かん 給食費に関するQ&A

Q1 いくら払えばいいか、お知らせはいつ頃来ますか？

A1 5月中旬頃に、学校を通じて「納付額決定通知書」をお配りする予定です。その通知書には、お支払いいただく給食費の額や納期限が記載されていますので、ご確認ください。

Q2 PTA会費や教材費も給食費と一緒に市が徴収するのですか？

A2 PTA会費や教材費、校外活動費、修学旅行積立金などの学校徴収金は、学校ごとに種類や時期、金額等が異なるため、「公会計化」の対象とはなっていません。このため、これまでどおり学校で徴収を行います。

Q3 保護者名と口座名義人が違っていても、手続きはできますか？

A3 可能です。

Q4 口座振替が残高不足等で引落しができなかった場合はどうなりますか？

A4 毎月、27日に前月分の給食費の口座振替(口座引落)をします。残高不足等により引落不能となった場合は翌月の15日に再振替します。再振替でも引落不能となった場合は、学校を通じて督促状とともに納付書をお渡します。納期限までに、金融機関窓口の開設時間内に、納付書を使って納付していただくこととなりますので、お仕事やご家庭の都合など、平日の日中に金融機関窓口へ行く時間が取れない方は、給与振込口座などに使われている口座をご指定いただくことをお勧めいたします。

Q5 納付書はコンビニで支払えますか？

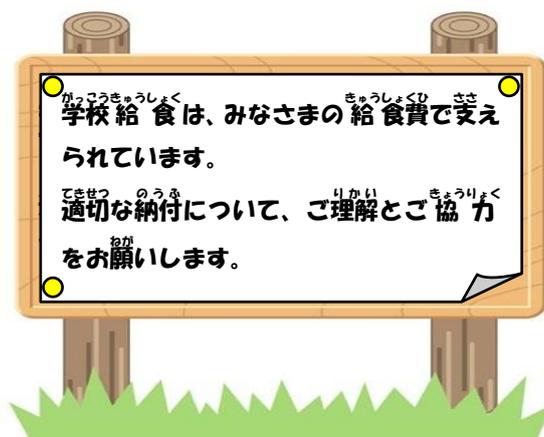
A5 コンビニでの納付(支払)には対応していません。
市指定金融機関窓口でのお支払いをお願いいたします。

- Q6 経済的に給食費を負担することが困難です。どうしたらよいでしょうか？
- A6 前年中の一世帯あたりの所得総額が、所得基準額以下のご家庭や、基準額を超える場合でも、特別な事情により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。お子さまが通う学校、あるいは教育委員会学務課学事係（TEL072-620-1684）に一度ご相談ください。

- Q7 小学校にお金を持って行っていいですか？
- A7 学校では現金のお預かりはいたしません。なお、特別な事情がある場合は、学校または、教育委員会学務課保健給食係（TEL072-620-1681）までご連絡ください。

- Q8 口座振替納付依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？
- A8 口座振替納付依頼書は、各学校にありますので、お申し出ください。

- Q9 給食費をずっと滞納しているとどうなりますか？
- A9 納付いただけない方に対しては、納付されている方との負担の公平性の確保と財政上の収入の確保に必要な取組みとして、裁判所に対し、支払督促等を申立てる法的措置を行います。



お問い合わせ先

茨木市教育委員会 学務課 給食費担当 電話 072-620-1681
 就学援助担当 電話 072-620-1684

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyoikusoumu/gakumu/index.html>

令和4年10月発行